

児童扶養手当の申請

支給要件に該当し、未申請の方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。

対 次のいずれかの状態にある18歳になった最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者

- 父母が離婚 ● 父または母が死亡
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生[※]

※詳細はお問い合わせください。

□支給制限

次のいずれかの場合は該当しません。

- 児童が里親に委託または児童福祉施設などに入所

● 児童が請求者以外の父または母と生計同一

● 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者[※]を含む)と生計同一

● 請求者または児童が日本に住所を有しない

※単身の異性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む

□手当の支払月

申請日の翌月分から支給を開始し、奇数月(1・3・5・7・9・11月)に各2カ月分

□支給金額(月額)

単位：円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万4,140	4万4,130～1万410
2人目加算額	1万420	1万410～5,210
3人目以降加算額(1人につき)	6,250	6,240～3,130

□所得制限

請求者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1・2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意

手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当

を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやそのほか不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

■別表1 令和5年度児童扶養手当所得制限限度額表

(令和4年1月1日～12月31日の所得、令和5年11月～令和6年10月分の手当に適用)

単位：円

扶養親族の数	本人		孤児などの養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万	192万	236万
1人	87万	230万	274万
2人	125万	268万	312万
3人	163万	306万	350万
4人以上	1人につき加算38万		
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族15万		老人扶養6万 (老人扶養のみの場合は、2人目 ^{がら})
	老人扶養10万		

※受給者(父または母)または対象児童が、対象児童の母または父から受け取る養育費がある場合は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■別表2 所得から控除できる額

単位：円

種別	本人 (父または母)	本人(養育者) 配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額	8万	
障害・勤労学生控除	27万	
特別障害者控除	40万	
寡婦控除	0	※27万
ひとり親控除	0	35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	

※配偶者は寡婦控除なし

日常生活の事故防止

東京消防庁管内では、令和3年中に日常生活における事故で救急搬送された人数が約12万3,000人にのぼり、そのうち1,536人は死亡・重篤に至っています。日常生活における思わぬケガでも生命を脅かす重大事故につながる危険があるため、本人だけでなく家族や地域で事故防止を考えていくことが大切です。

令和3年中の日常生活事故を事故種別ごとに見ると「ころぶ」事故が最も多く、死亡・重篤の割合に着目すると「おぼれる」事故の割合が最も高く、年代では80代が突出して多く

なっています。このような日常生活事故を防ぐために、乗り物に乗り降りする際は足元の段差に気を付けたり、飲酒後の入浴を避けたりしましょう。

また、お茶などの水分を取りながら食事をすることで窒息を防ぐことや、階段に手すりを設置して転落を防止するなど、日常生活で起こりやすい事故を知り、事前に対策や注意をしましょう。

☎西東京消防署 ☎042-421-0119

▶危機管理課 ☎042-438-4010

全国地域安全運動 (10月11日(水)～20日(金))

スローガン「守ろうよ わたしの好きな 街だから」

民間協力団体や防犯市民組織の皆さんと警察が連携し、犯罪や事故のない安全で明るく住みよい地域社会の実現を推進する運動です。

警視庁のスマートフォン向け防犯アプリ「Digi Police」(デジポリス)

は、防犯情報だけでなく、防犯ブザー・痴漢撃退ブザー機能なども付いていますので、いざというときに活用してください。

☎田無警察署 ☎042-467-0110

▶危機管理課 ☎042-438-4005

芝久保第二運動場の閉鎖

長い間、市民の皆さんにご利用いただいた芝久保第二運動場のテニスコート、ゲートボール場、チャリんこ広場、あそびの広場は、所有者に返還するため、閉鎖することになりました。

☐閉鎖日 12月29日(金)
※12月28日(木)までは、通常どおり利用できます。

□利用者説明会

日にち	時間	場所
10月12日(水)	午前10時～11時	総合体育館
10月14日(金)	午後3時～4時	田無第二庁舎 5階
10月17日(火)	午後1時～2時	総合体育館
10月18日(水)	午後6時30分～7時30分	田無第二庁舎 5階

▶スポーツ振興課 ☎042-420-2818

油・断・快適! 下水道 ～下水道に油を流さないで～

キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油污は、洗う前にふき取りましょう。この行動が川や海の良好な水環境につながります。

▶下水道課 ☎042-438-4060

第2子保育料の無償化

10月1日(日)から、東京都独自の制度として、第2子に係る保育料が無償化されます。また、認可外保育施設や幼稚園については、第2子以降に係る保護者助成金(補助金)が拡充されます。

施設種別	改定区分	9月30日 ^{まで}	10月1日以降
認可保育所 小規模保育事業所 家庭的保育事業所	保育料 (0～2歳児)	1/2を負担 ※住民税非課税世帯は無償	無償 ※住民税の状況は問わない
認可外保育施設 〔認証保育所 定期的利用保育事業 企業主導型保育事業〕	保護者助成金	国の無償化制度の対象とならない(住民税課税世帯または保育の必要性がない)、0～2歳児の保育料に対し、月額3万円まで助成	国の無償化制度の対象とならない(住民税課税世帯または保育の必要性がない)、0～2歳児の保育料に対し、月額4万3,000円まで助成
幼稚園	保護者補助金	—	保育の必要性がある満3歳児について、預かり保育を利用した場合、利用料に対し、月額1万6,300円まで補助 ※住民税の状況は問わない ※保育の必要性は市が審査

※詳細は市 ☎参照

▶幼児教育・保育課 ☎042-460-9842・042-497-4926

